

## 河川愛護モニターを募集します

国土交通省では、地域住民の皆様の河川への関心が高まっているおりから、積極的な協力を求めて河川愛護モニターの制度を実施してきました。

今回、地域住民の皆様と富山河川国道事務所の連携をさらに深めるために、平成26年度の「河川愛護モニター」を次のように公募します。

### 1.活動内容

- (1) 担当の河川へのご意見、モニターご自身の河川愛護に関する活動報告(毎月)
- (2) 富山河川国道事務所の河川事業などへのご感想、ご意見(随時)
- (3) 地元の情報提供
  - ① 地元での河川美化など河川愛護活動に努めている方や団体のご紹介
  - ② 地元のイベント情報
  - ③ ご担当の河川の名勝や自慢話などの情報(写真提供も含みます)
- (4) その他、ご意見等

### 2.募集人数

常願寺川	沿川市町村から	若干名
神通川(井田川、熊野川を含む)	沿川市から	若干名
庄川	沿川市から	若干名
小矢部川	沿川市から	若干名

### 3.提供資料及び活動用品

モニターになられた方には、富山河川国道事務所の事業概要のほか各種パンフレットを提供します。

### 4.報酬

富山河川国道事務所より薄謝支給します

## 5.任期

平成26年7月1日～平成27年6月30日

期間は1年としますが、次の応募資格に満たなくなった場合には任期内においても委嘱を解除します。

## 6.応募資格

- (1)「1. 活動内容」を実行できる活動力を有する満20歳以上の方。
- (2)「2. 募集人数」に記載した河川に接する機会が多く、河川愛護に関心をお持ちで、毎月の報告を確実に行っていただける方。また、随時の報告を積極的に行っていただける方。
- (3)国土交通省の職員とその家族は除きます。

## 7.審査方法、発表

応募者多数の場合は、富山河川国道事務所で選考させていただきます。  
また、モニター委嘱者には6月20日(金)までにお知らせいたします。

## 8.応募希望の方は

別紙「河川愛護モニター応募用紙」に必要事項をご記入のうえ、以下の宛先まで  
**平成26年5月30日(金) (必着) までに** お送り下さい。

〒930-8537 富山市奥田新町2番1号  
富山河川国道事務所 占用調整課  
「河川愛護モニター募集」係

## お問い合わせは

占用調整課 (担当 占用調整第二係)  
TEL 076(443)4765  
FAX 076(443)4721

# 河川愛護モニター応募用紙

氏名 ふりがな	〒	生年月日	年 月 日 (満 歳)	性別	男・女
現住所	〒 ( ) FAX ( )				
勤務先名					
住所	〒 ( ) FAX ( )				
<p>1. 普段「〇〇川」について感じていることや今後望むことについてお書き下さい(100字程度)</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>					
<p>2. 河川愛護モニターの業務内容の中で、特にやってみたいと思うことは何ですか(100字程度)</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>					
<p>3. 自己PR(100字程度)</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>					